

鹿児島市と大塚製薬株式会社との包括連携協定書

鹿児島市（以下「甲」という。）と大塚製薬株式会社（九州第二支店取扱い：以下「乙」という。）とは、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が相互に連携及び協力し、市民の健康維持・増進等の取組を推進することで、市民の福祉の向上と健康的な生活の実現を図ることを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次の各号に定める分野について連携及び協力する。

- （1）市民の健康づくりや食育の推進に関する事項
- （2）市民の熱中症の健康被害防止の取組の推進に関する事項
- （3）スポーツの振興、青少年の育成に関する事項
- （4）災害時における被災者への貢献や協力に関する事項
- （5）その他、市民福祉の向上及び地域の活性化に関する事項

2 前項各号に定める分野の連携及び協力の実施時期、実施方法等具体的な事項については、甲乙協議のうえ、別に定める。

（守秘義務）

第3条 甲及び乙は、前条に規定する取組の検討及び実施により知り得た相手方の秘密情報を相手方の事前の書面による承認を得ずに本協定以外の目的に利用してはならず、かつ、第三者に開示・漏えいしてはならない。

2 甲及び乙は、本協定が理由の如何を問わず終了した後も、前項に定める秘密保持の責務を負うものとする。

（協定の有効期間）

第4条 本協定の有効期間は、協定締結の日から令和8年3月31日までとする。ただし本協定の有効期間が満了する1か月前までに、甲又は乙が書面により特段の申出を行わない場合は、有効期間の満了する日の翌日から更に1年間延長されるものとし、その後も同様とする。

（変更及び解除）

第5条 甲又は乙が、本協定の内容の変更又は解除を申し出たときは、甲乙協議のうえ、本協定の変更又は解除を行うものとする。

(反社会的勢力への対応に関する特則)

第6条 甲及び乙は相手方に対し、反社会的勢力（暴力、威力と詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団又は個人などを含む。）と社会的に非難されるような関係を持たないことを表明し保証する。

2 甲及び乙は、相手方に対して、次の各号のいずれかに該当する行為を行ってはならない。

- (1) 脅迫的、暴力的又は法的な責任を超えた要求
- (2) 風説を流布し、偽計を用い、又は威力を用いた信用毀損又は業務妨害
- (3) その他前各号に類似する行為

3 甲及び乙は、相手方が本条第1項の表明保証に反すると合理的に認められる場合又は相手方が前項各号のいずれかの行為を行った場合、当該相手方に対して何らの通知をすることなく直ちに本協定を解除することができる。

(疑義の解決)

第7条 本協定に定めのない事項又は本協定の各条項に関して疑義を生じた事項については、「鹿児島市と事業者との包括連携協定に関するガイドライン」によるほか、甲乙協議のうえ、定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙署名のうえ、各自その1通を保有する。

令和7年10月22日

甲 鹿児島県鹿児島市山下町11番1号
鹿児島市長

下 鶴 隆 央

乙 熊本県熊本市中央区辛島町3-20
大塚製薬株式会社 九州第二支店
支店長

原 康太郎
